

半農半 X 開始支援事業（半農半 X 経営設備等支援）

1 事業の目的

半農半 X 実践者が半農半 X 実践計画書に従って農業経営を開始する場合に必要な施設等の整備を行う事業に対して支援することにより、初期投資の軽減を図り、もって本県の農業の担い手を育成確保することを目的とする。

2 事業の内容

(1) 事業実施主体

次の全てを満たす者

- ア 市町村が認定した半農半 X 実践者（年齢 65 歳未満の県外からの U I ターン者）
- イ 半農半 X 実践計画書に基づき、県内において就農している者、または見込まれる者
- ウ 農業経営を開始した日の属する月の 1 日から起算して農業経営開始後 3 年以内の者
- エ 農業生産工程管理（GAP）により農業管理する者又は取り組もうとする者
 - 食用農産物 安全で美味しい島根の県産品認証制度（美味しまね認証）の生産工程管理基準に準拠した農場管理に取り組み、事業実施後 1 年以内の認証取得
 - 非食用農産物 農林水産省策定の農業生産工程管理（GAP）の共通基盤に関するガイドラインのその他の作物（非食用）に準拠

(2) 補助対象事業

半農半 X 実践計画書に従って農業経営を開始する場合に必要な次の事業

- ア 施設、機械の購入若しくは設置に要する経費
- イ 素畜の導入に要する経費
- ウ 果樹等の植栽に要する経費
- エ 排水改良、土壌改良その他作付け条件等の生産基盤の整備に要する経費

(3) 補助率

補助事業費の 1/3 以内

補助金上限額 1,000 千円（補助対象事業費 1 施設等当たり 200 千円以上）